○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角郡小坂町小坂字孫太郎六、一二の一一、一二の一二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字孫太郎六・一二の一一・一二の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び小坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字足込字大久保二の一（次の図に示す部分に限る。）、二の二、三、四の一、字大原一一〇、一一二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市野入町木地山八二の三八、八二の三九、八二の四八、八二の四九、八二の五四

(一)　指定の目的　水源の涵養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

木地山八二の三八・八二の三九・八二の四八・八二の四九・八二の五四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛知県豊田市須渕町若里洞九〇〇の一、九〇〇の三

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

若里洞九〇〇の一・九〇〇の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　愛知県瀬戸市海上町一二二から一二五まで、一二八から一三〇まで、一三三から一三五まで、一三七、一四四、一五五から一五七まで、一五八の一、一五九の一、一六〇の一、一六一から一六三まで、一六六、一六七、屋戸町二四七、二五〇から二五五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町荒尾字漆島一四から一六まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一七、一八、字上万場一五・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字大平一二、一三、津具字箱渕一の三から一の六まで、一の七（次の図に示す部分に限る。）、一の八、一の五〇

(一)　指定の目的　水源の涵養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字漆島一四（次の図に示す部分に限る。）、字箱渕一の五（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町豊邦字青木平二七の五、二七の八から二七の一一まで、二八、二九、津具字東山二の一六、二の一七、二の四四六

(一)　指定の目的　土砂の流出の防備

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字青木平二八（次の図に示す部分に限る。）、字東山二の一六（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）